

森林整備加速化・林業再生基金事業の継続を求める意見書

森林は、木材の生産はもとより、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止など公益的機能を有している。それらの多くは、戦後に造林したスギやヒノキなどの人工林であり、本格的な収穫期を迎えつつある。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、林業採算性の低下等から、必要な施業が行われず、公益的機能の発揮にも支障を来たすことが危惧されている。

このような状況の中、林業の成長産業化、山村の活性化に向けた取組の推進による森林の適切な維持管理が重要であることから、その実現のためには、木材の生産拡大と利用拡大の両面からの取組が必要である。

本市においては、平成21年度に国において創設された「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、地域資源としての森の再生を図る間伐の実施や搬出路網の整備を初め、まつら森林組合の省力化と効率性を高める高性能機械の導入や当地域の材を一括して集約する、からつ木材市場の効率性を高め、流通と加工体制を促進する機械等の導入を行ってきた。

利用策としては市産材を学校、市営住宅へ積極的に活用し、民間の福祉施設においても木の持つ暖かみのある施設整備に取り組むことで、多方面の分野において木材活用の兆しが見え始めたところである。

しかしながら、同事業は平成26年度で終了することとなっており、このまま事業が終了すれば、林業・木材産業のみならず、地域経済に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

また、地球温暖化の防止を図るためには、森林整備や木材利用促進などの森林吸収源対策を着実に推進する必要があるが、平成24年に導入された「地球温暖化対策のための税」の用途は、森林吸収源対策には全く充てることができない仕組みとなっている。

よって、森林・林業の活性化に必要な安定的な財源を確保するため、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 今後の予算の編成に当たっては、複数年にわたる「森林整備加速化・林業再生基金事業」の継続及び拡充を行うこと。

2 「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日

佐賀県唐津市議会

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	西川公也様
経済産業大臣	小渕優子様
環境大臣	望月義夫様